東山田小学校PTA規約改定箇所

第四章 役 員

第9条 本会に次の役員をおく。

以下を追加。

役員の人数は、その時世に応じて変更することができる。

第五章 会 議

第15条 総会は会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

以下を追加。

(4) 書面またはWEB表決にて議事の承認を得ることで総会とする。

第20条 本会は次の目的達成のために以下の常任理事会を置く。

3) 広報委員会 学校・家庭・地域との連携を図り、PTA運営に必要な情報収集並びに 伝達に努め、広報誌などを発行する。



削除する

第六章 規約の変更

第22条 この規約は、総会において<u>出席者</u>の3分の2以上の参道により改正することができる。ただし、 改正案は事前にその内容を会員に通告しておかなければならない。



参加者

常任委員会細則

第1条 常任委員会の選出は、次のとおり行う。

(3) 広報委員は、12名程度全体より選出する。



役員等推薦係細則

第1条 役員等推薦係の選出は、次のとおり行う。

(1) 各委員会より選出する。ただし、特別委員会は除く。

・広報委員会より : 1名



広報委員会より1名 削除する

以下を追加。

(1) ただし、本部推薦係、役員等推薦係の人数は、その時世に応じて変更することができる。

第2条 役員等推薦係は、次のとおり推薦活動を行う。

(1) 係は、氏名を会員に通知し、書面をもって立候補及び推薦候補(会長1名、副会長2名、会計2名、書記3名、会計監査2名、学年学級委員長1名、校外指導委員長1名、<u>広報委員長</u> 1名、こどもまつり委員長1名)を公募する。



広報委員長1名 削除する

役員等推薦係活動規定

第1条 役員等推薦係は以下の手順に従い活動を進めることとする。

(1) 係は、氏名を会員に通知し、書面をもって立候補及び推薦候補(会長1名、副会長2名、会計2名、書記3名、会計監査2名、学年学級委員長1名、校外指導委員長1名、<u>広報委員長</u> 1名、こどもまつり委員長1名)を公募する。



広報委員長1名 削除する

以下を追加。

ただし、役員の人数は、その時世に応じて変更することができる。